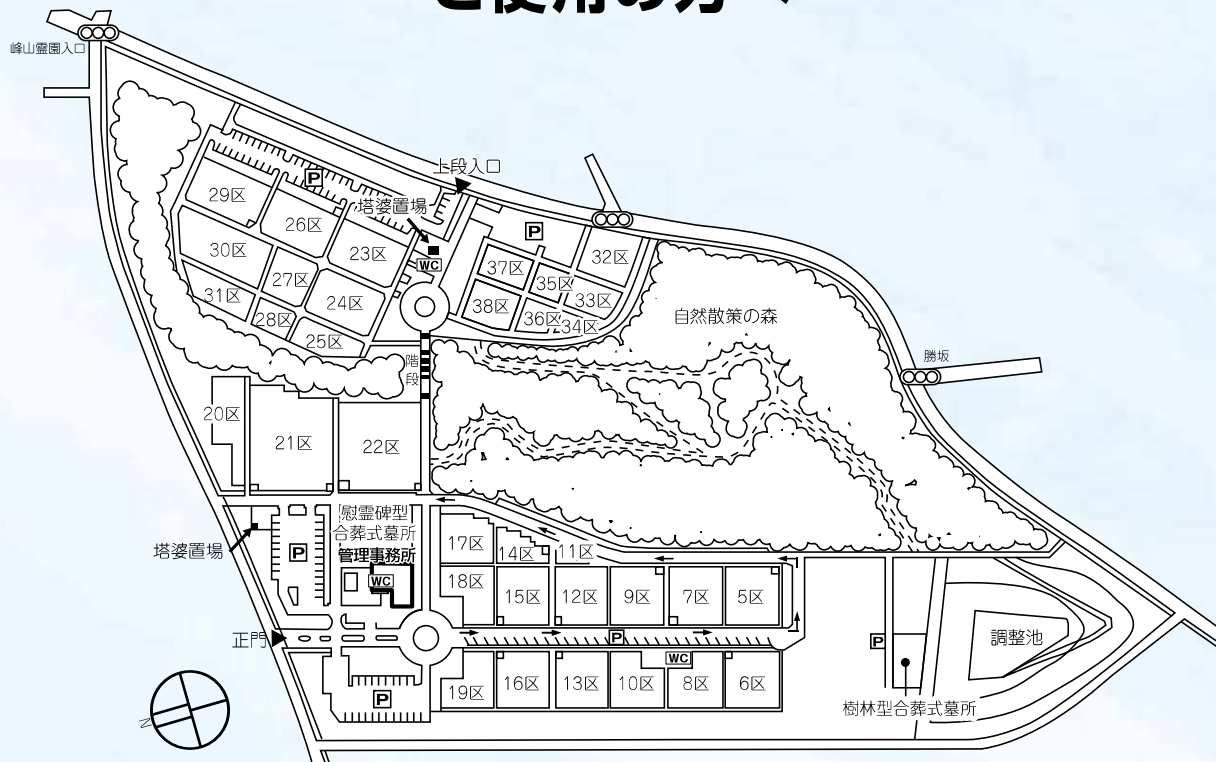


相模原  
市 営

# 峰山霊園

## 一般墓所利用のしおり ～ご使用の方へ～



### 峰山霊園管理事務所

**所在地** 相模原市南区磯部4573番地2

**電話** 042-777-0487

**開園時間** 8時30分～17時

**休所日** 年中無休

**交通のご案内**  
バス (相27) … JR相模原駅南口発  
(北里大学経由相武台前駅行)  
若草小学校前下車 徒歩20分  
(小11) … 小田急線小田急相模原駅発  
(相武台グリーンパーク行)  
相模原青陵高校前下車 徒歩20分  
(台13) … 小田急線相武台前駅発  
(総合体育館前経由北里大学行)  
若草小学校前下車 徒歩20分

鉄道 JR相模線下溝駅下車 徒歩25分



### 相模原市役所お問合せ先

相模原市役所公園課(本庁舎5階) 〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
☎ 042(769)8243(直通) FAX 042(759)4395

## ● 焼骨の埋蔵について～埋蔵をする際の注意～

1. 埋蔵予定の7日前までに、「焼骨等埋蔵等届」を管理事務所に提出してください。  
(墓所使用許可証と死体(胎)埋火葬許可証が必要です。)
2. 埋蔵するときは、「墓所使用許可証」に追加事項の加筆をしますので、必ず管理事務所にお寄りください。
3. 有骨区分で当選された方は、許可日より1年以内に埋蔵しなければなりません。  
※墓碑等の設置は義務づけられているものではありません。

## ● 墓碑等設置工事について

### 1. 施工上の注意

- (1) 墓碑等設置工事費用は、使用者の負担です。
- (2) 当霊園の「指定工事店」はありません。また、市(管理事務所を含む)では、工事店の選択等についてのご相談に応じることはできません。
- (3) 「墳墓等の設置基準」により施工してください。
- (4) 管理事務所の休所日、日曜日、祭日、お盆、お彼岸、年末年始の期間中には、工事できません。
- (5) 施工者は、作業前及び作業終了後、必ず管理事務所に寄り、備え付けの管理簿に記帳して作業開始してください。
- (6) 墓石等の搬入、据付け作業を行う際には、芝生や舗装面の保護のため合板等を敷くなどして十分注意してください。終了後も同様です。
- (7) 工事の際、水道使用は許可しますが、工事残廃水はお持ち帰りください。
- (8) 霊園内では、工事で使用する資器材(セメントや土のついたシャベル等)は洗わないでください。
- (9) 工事完了後は、すみやかに残土・残材を霊園から搬出・処理し、現場を汚さないでください。
- (10) 作業終了後は、必ず清掃してください。
- (11) 管理事務所の指示に従って施工してください。
- (12) 撤去工事を行う場合、市設置のカロート等は撤去しないでください。

### 2. 墓碑等の設置手続き

- (1) 工事着手日の7日前までに「墳墓等設置工事承認申請書」を管理事務所に提出し、承認を受けてください。  
※添付書類 設計図2部(平面図・正面図・側面図、縮尺1/15又は1/20)  
施工内容仕様書2部、現況写真、墓所使用許可証の写し
- (2) 工事完了後7日以内に「墳墓等設置工事完了届」を管理事務所に提出し、墳墓等設置基準適合の検査を受けてください。  
※「適合の検査」は、設置できる墓所の設備の種類及び基準寸法に適合しているかどうか検査するもので、「墓碑等の工事」の適否を検査するものではありません。

## ● 普通墓所設置基準等の取扱いについて

### 1. 囲障(外柵)の寸法について

- (1) 間口寸法 隣地(左右)との境界線から必ず1cm以上離してください。  
※間口は、4㎡墓所については158cm以内、2.5㎡墓所については123cm以内で施工してください。
- (2) 奥行寸法 隣地(後方)との境界線から必ず1cm以上離してください。  
※奥行は、4㎡墓所については249cm以内、2.5㎡墓所については199cm以内で施工してください。

### 2. 塔婆立て、墓誌、灯ろうの設置について

囲障(外柵)に組み込むこともできます。また、別に設置することもできます。

### 3. 門、小柱、名刺入れ、名刺受けの取扱いについて

囲障(外柵)に組み込まれていれば、囲障(外柵)と見なし、その設置基準に従ってください。

## 休憩室の利用案内

1. 休憩室 …… 和室 10 畳2室(20 畳 1 室として利用可能)
2. 利用時間 …… 午前9時～午後4時
3. 使用料 …… 1時間 700円/1室
4. 申込み …… 利用日の3ヶ月前から管理事務所にて受付
5. 室内で焼香、読経をされる場合は、2室利用して頂きます。

※郵送による申込みも受け付けております。電話で仮予約する場合は、利用前日までに申込書を提出してください。  
※法事等のご利用の場合は、ご相談ください。

## 墳墓等の設置基準

### 普通墓所

区 分		設 置 基 準	
設置できる墳墓等の種類及び数		墓碑、香炉、水鉢、地蔵尊、墓誌及び塔婆立ては各1基とし、花立て及び灯ろうは各1対までとし、植栽は4㎡墓所については3本まで、2.5㎡墓所については2本までとし、囲障及び盛土とする。	
墳墓等の規格	墓碑、香炉、水鉢、地蔵尊、墓誌、塔婆立て、花立て及び灯ろう	墓所面積	縁石下方部の天端（以下「天端」という。）からの高さ
		4㎡	180cm以内
	植 栽	4㎡	150cm以内
		2.5㎡	80cm以内
囲 障	高さは、天端から60cm以内とし、石材、コンクリートその他これに類する材料を用いること。		
	高さは、天端から30cm以内とし、土留は石材、コンクリートその他これに類する材料を用い、崩壊しないように施工すること。		
墓碑への表示		墓碑に家名を表示する場合は、墓所使用者又は埋蔵されている者の姓に限る。	

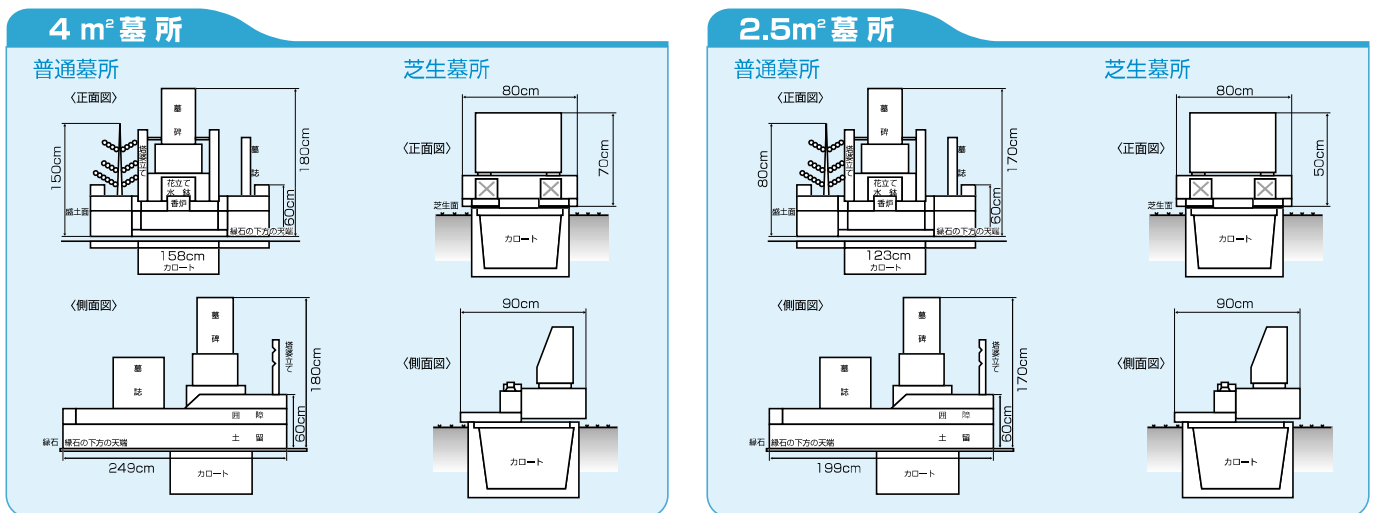
### 芝生墓所

区 分		設 置 基 準	
設置できる墳墓等の種類及び数		墓碑、香炉及び水鉢は各1基とし、花立ては1対までとする。	
墳墓等の設置場所		納骨施設（カロート）の上部とする。	
墳墓等の規格	墓所面積	最大寸法	
	4㎡	高さ70cm、幅80cm、奥行90cm	
	2.5㎡	高さ50cm、幅80cm、奥行90cm	
墓碑への表示		墓碑に家名を表示する場合は、墓所使用者又は埋蔵されている者の姓に限る。	

### 墓石付芝生墓所

区 分		設 置 基 準	
設置できる附帯設備の種類及び数		家名を表示するための石製の設備（以下「家名石」という。）、香炉及び水鉢は各1基とし、花立ては1対までとする。	
附帯設備の設置場所及び規格		設置場所は、台石の上部（墓碑の部分は除く。）とし、すべての附帯設備を合わせた最大寸法は、高さ18cm、幅54cm、奥行30cmとし、墓碑及び台石に損傷がないように設置すること。	
家名の表示		墓碑又は台石に、家名その他の文字を彫刻し、又は意匠を施してはならない。家名石に表示する家名は、墓所使用者又は埋蔵されている者の姓に限る。	

**基準寸法図**（この図は、一般的にみられる形状の墓碑等について「設置基準」に基づき、最大寸法を示したものです。）



## ご使用中の墓所の管理について

使用許可を受けた区画内の維持管理は使用者が責任をもっておこなうことになっております。特に樹木の手入れ、自然発生した樹木の除去、雑草の繁茂する時期の除草についてはご協力をお願いします。

※ゴミはお持ち帰りください。ただし、樹木管理・除草により発生した枝や草は所定の場所に、塔婆については使用者が塔婆置場（表紙参照）に、それぞれ片付けてください。

## 承認申請、届出について

事 項	届 出 と 必 要 書 類	窓 口
墓碑等の設置工事又は改造をするとき	○墳墓等設置工事承認申請書【工事着手日の7日前まで】 設計図面添付 墓所使用許可証 施工内容仕様書 現況写真 ○墳墓等設置工事完了届【工事完了後7日以内】	霊園管理事務所
焼骨等を埋蔵するとき	○焼骨等埋蔵等届【納骨予定日の7日前まで】 墓所使用許可証、死体(胎)埋火葬許可証 ※改葬の場合→改葬許可証、分骨の場合→埋蔵証明書	
焼骨を他の墓地に改葬(分骨)するとき	○焼骨等埋蔵等届【改葬(分骨)予定日の7日前まで】 墓所使用許可証、改葬許可証 ※分骨の場合→埋蔵証明書	市役所公園課
	○埋蔵証明書交付申請書 墓所使用許可証(埋蔵証明書交付手数料300円) ※改葬許可証交付窓口→各区役所区民課・まちづくりセンター・出張所	
使用者の氏名、住所、本籍を変更したとき	○墓所使用許可証記載事項変更届 墓所使用許可証、住所変更の場合→住民票 氏名・本籍変更の場合→戸籍謄本等	
墓所使用者が死亡したとき(承継するとき)	○墓所使用権承継届(使用許可証交付手数料300円) 墓所使用許可証、新使用者の住民票、親族の同意書、祭祀主宰を証明する書類 前使用者の戸籍・改製原戸籍・除籍謄本等 ※承継者の範囲確認のため(配偶者、全ての子、兄弟等)	
墓所を返還するとき	○墓所返還届 墓所使用許可証 ※使用済墓所の場合は霊園管理事務所あてに次の届出も必要 ○焼骨等埋蔵等届—遺骨の改葬持出(要改葬許可証) ○墳墓等設置工事承認申請書—墓石等撤去後、墳墓等設置工事完了届	
墓所使用許可証の再交付(き損、紛失等)	○墓所使用許可証再交付申請書 住民票(使用許可証交付手数料300円)	
墓石付芝生墓所の使用期間を更新するとき	○墓所使用期間更新申請書 墓所使用許可証、墓所使用料・管理料	

## 注意事項

### ○墓所使用料について

墓所使用料は、使用許可時に一括で納付していただきます(既納の墓所使用料は、還付いたしません)。なお、墓石付芝生墓所の使用期間を更新する場合は、10年後の更新時に改めて使用料を納付していただきます。(墓石付芝生墓所の使用期間を更新する際、使用者が市外に居住している場合の墓所使用料は、5割増しとなります。)

### ○管理料の納付について(※毎年4月1日時点で墓所をご使用されている場合、年間管理料が発生します。)

管理料は、毎年一括で納付していただきます。(既納の管理料は、還付いたしません。)

口座振替又は相模原市から送付する納入通知書により指定された金融機関で納付してください。

※毎年4月1日の時点で、使用者が市外に居住している場合の管理料は、5割増しとなります。

### ○次の事由に該当すると使用許可が取り消される場合があります。

- ・不正な手段により墓所の使用の許可を受けたとき。
- ・墓所の使用の許可に付した条件に違反したとき。
- ・墓所使用料を市長が指定する日までに納付しないとき。
- ・墓所を焼骨、遺髪、遺品の埋蔵の目的以外に使用したとき。
- ・市長の承認を受けずに墳墓その他の設備を設置したとき。
- ・有骨区分で申し込んだ墓所使用者が、墓所の使用許可を受けた日から起算して1年以内に該当する焼骨を埋蔵しないとき。
- ・墓所使用権を譲渡し、又は転貸したとき。
- ・霊園の管理上必要な措置命令に従わなかったとき。
- ・管理料を3年間納付しないとき。

### ○墓所使用権は、墓所使用者が死亡した日から5年又は墓所使用者が所在不明となった後5年を経過し、かつ、承継する者がいないときは消滅します。

### ○市営霊園の出入りは自由です。墓所内の諸設備の盗難、紛失、破損等の事故が生じて、市は管理上の責任を負いません。

### ○このしおりは、令和5年2月1日現在の情報を記載しています。